

	省令が定める基準の内容	省令の条項									
従 う べ き 基 準	<p>1. 人員に関する基準</p> <p>◆ 職員の資格要件</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <table border="1" data-bbox="268 607 1078 875"> <tr> <td data-bbox="268 607 523 723">▶ 施設長</td> <td data-bbox="523 607 1078 723">社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉士等)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 723 523 786">▶ 生活相談員</td> <td data-bbox="523 723 1078 786">社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 786 523 875">▶ 機能訓練指導員</td> <td data-bbox="523 786 1078 875">日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者</td> </tr> </table>	▶ 施設長	社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉士等)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	▶ 生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	▶ 機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者	<p>第5条</p> <p>ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>			
	▶ 施設長	社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉士等)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者									
	▶ 生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者									
▶ 機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者										
<p>◆ 職員の専従</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <table border="1" data-bbox="268 1077 1078 1379"> <tr> <td data-bbox="268 1077 459 1379">▶ 職員</td> <td data-bbox="459 1077 1078 1379">専従。ただし、下記の場合、介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 ・特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合 ・特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合</td> </tr> </table>	▶ 職員	専従。ただし、下記の場合、介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 ・特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合 ・特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合	<p>第6条</p> <p>ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>								
▶ 職員	専従。ただし、下記の場合、介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 ・特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合 ・特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合										
<p>◆ 職員配置の基準</p> <p>〔 特別養護老人ホーム 〕</p> <table border="1" data-bbox="268 1536 1078 2054"> <tr> <td data-bbox="268 1536 491 1576">▶ 施設長</td> <td data-bbox="491 1536 1078 1576">常勤で1人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1576 491 1639">▶ 医師</td> <td data-bbox="491 1576 1078 1639">入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1639 491 1680">▶ 生活相談員</td> <td data-bbox="491 1639 1078 1680">常勤で入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1680 491 1796">▶ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)</td> <td data-bbox="491 1680 1078 1796">介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1796 491 2054">▶ 看護職員</td> <td data-bbox="491 1796 1078 2054"> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、1以上 ・入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、2以上 ・入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、3以上 ・入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 </td> </tr> </table>	▶ 施設長	常勤で1人	▶ 医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	▶ 生活相談員	常勤で入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	▶ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	▶ 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、1以上 ・入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、2以上 ・入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、3以上 ・入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 	<p>第12条</p>
▶ 施設長	常勤で1人										
▶ 医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数										
▶ 生活相談員	常勤で入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上										
▶ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上										
▶ 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、1以上 ・入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、2以上 ・入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、3以上 ・入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 										

省令が定める基準の内容		省令の条項
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 栄養士 ▶ 機能訓練指導員 ▶ 調理員、事務員 その他の職員 	<p>1以上。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合で、入所者の処遇に支障がないときは、置かないこと可。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・他の職務に従事可 	
	<p>実情に応じた適当数</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の入所者数は、前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数 ・ 常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法 ・ 医師及び調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームの本体施設である特別養護老人ホームにあって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出すること 		
2 施設・設備に関する基準		
従 う べ き 基 準	<p>◆ 居室の面積</p> <p>[特別養護老人ホーム、地域密着型特養]</p> <p>▶ 居室の床面積 入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上</p>	<p>第11条第3項第1号・第4項第1号ハ、第35条第4項第1号イ(4)(i)、第55条第3項第1号・第4項第1号ハ、第61条第4項第1号イ(4)(i)</p>
	<p>[ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特養]</p> <p>▶ 居室の床面積 1の居室の床面積等は、10.65㎡以上。ただし、ただし一の居室の定員が2の場合にあっては、21.3㎡以上</p>	
3 運営に関する基準		
従 う べ き 基 準	<p>◆ 身体拘束等の制限</p> <p>[特別養護老人ホーム、地域密着型特養]</p> <p>▶ 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。</p> <p>▶ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p>	<p>第15条第4項・第5項、第36条第6項・第7項</p> <p>地域密着型特養へ準用</p> <p>ユニット型地域密着型特別養へ準用</p>
	<p>[ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特養]</p> <p>▶ 入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと</p> <p>▶ の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること</p>	

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>◆ 介護</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、地域密着型特養 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させること ▶ 入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせないこと <p>〔 ユニット型特養、ユニット型地域密着型特養 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させること ▶ 入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてないこと 	<p>第16条第7項・第8項、第37条第8項・第9項、第57条第7項・第8項、第62条第8項・第9項</p>
	<p>◆ 入院期間中の取扱い</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合で、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにすること 	<p>第22条</p> <p>ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 秘密保持等</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと ▶ 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること 	<p>第28条</p> <p>ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 事故発生の防止および発生時の対応</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事故の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと ▶ 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること ▶ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること ▶ 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと 	<p>第31条</p> <p>ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>

省令が定める基準の内容		省令の条項																																	
従 う べ き 基 準	<p>◆ 勤務体制の確保</p> <p>〔 ユニット型特養、ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、下記の職員配置を行うこと</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 昼間</td> <td>ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置</td> </tr> <tr> <td>▶ 夜間及び深夜</td> <td>2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置</td> </tr> <tr> <td>▶ ユニットごと</td> <td>常勤のユニットリーダーを配置</td> </tr> </table> <p>・当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供すること。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	▶ 昼間	ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置	▶ 夜間及び深夜	2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置	▶ ユニットごと	常勤のユニットリーダーを配置	<p>第40条</p> <p>ユニット型地域密着型特養へ準用</p>																											
	▶ 昼間	ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置																																	
▶ 夜間及び深夜	2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置																																		
▶ ユニットごと	常勤のユニットリーダーを配置																																		
	<p>◆ 職員配置の基準</p> <p>〔 地域密着型特養 〕</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 施設長</td> <td colspan="2">常勤で1人</td> </tr> <tr> <td>▶ 医師</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ・サテライト型居住施設の医師は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可 </td> </tr> <tr> <td>▶ 生活相談員</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上で常勤 ・サテライト型居住施設にあっては、常勤換算で1以上 </td> </tr> <tr> <td>▶ 介護職員又は看護職員</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・1人以上常勤。ただし、サテライト型居住施設の看護職員にあっては、常勤換算で1以上 </td> </tr> <tr> <td>▶ 看護職員</td> <td colspan="2">1以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 栄養士</td> <td colspan="2">1以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 機能訓練指導員</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事可 </td> </tr> <tr> <td>▶ 調理員、事務員その他の職員</td> <td colspan="2">実情に応じた適当数</td> </tr> <tr> <td>▶ 事業所を併設する場合の人員基準の緩和</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所 ・介護予防短期入所生活介護事業所 </td> <td> <p>当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により左記事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所 ・介護予防通所介護事業所 ・短期入所生活介護事業所等 ・併設型認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 ・併設型介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 </td> <td> <p>当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・複合型サービス事業所 ・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 </td> <td> <p>当該地域密着型介護老人福祉施設が人員基準を満たす従業者を置くほか、当該小規模多機能型居宅介護事業所等に人員基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事可</p> </td> </tr> </table>	▶ 施設長	常勤で1人		▶ 医師	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ・サテライト型居住施設の医師は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可 		▶ 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上で常勤 ・サテライト型居住施設にあっては、常勤換算で1以上 		▶ 介護職員又は看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・1人以上常勤。ただし、サテライト型居住施設の看護職員にあっては、常勤換算で1以上 		▶ 看護職員	1以上		▶ 栄養士	1以上		▶ 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事可 		▶ 調理員、事務員その他の職員	実情に応じた適当数		▶ 事業所を併設する場合の人員基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所 ・介護予防短期入所生活介護事業所 	<p>当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により左記事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所 ・介護予防通所介護事業所 ・短期入所生活介護事業所等 ・併設型認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 ・併設型介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 	<p>当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・複合型サービス事業所 ・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 	<p>当該地域密着型介護老人福祉施設が人員基準を満たす従業者を置くほか、当該小規模多機能型居宅介護事業所等に人員基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事可</p>	<p>第56条</p>
▶ 施設長	常勤で1人																																		
▶ 医師	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ・サテライト型居住施設の医師は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可 																																		
▶ 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上で常勤 ・サテライト型居住施設にあっては、常勤換算で1以上 																																		
▶ 介護職員又は看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・1人以上常勤。ただし、サテライト型居住施設の看護職員にあっては、常勤換算で1以上 																																		
▶ 看護職員	1以上																																		
▶ 栄養士	1以上																																		
▶ 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事可 																																		
▶ 調理員、事務員その他の職員	実情に応じた適当数																																		
▶ 事業所を併設する場合の人員基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所 ・介護予防短期入所生活介護事業所 	<p>当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により左記事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可</p>																																	
	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所 ・介護予防通所介護事業所 ・短期入所生活介護事業所等 ・併設型認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 ・併設型介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 	<p>当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可</p>																																	
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・複合型サービス事業所 ・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 	<p>当該地域密着型介護老人福祉施設が人員基準を満たす従業者を置くほか、当該小規模多機能型居宅介護事業所等に人員基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事可</p>																																	

省令が定める基準の内容		省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>▶ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、下記の本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないこと可 ①特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 ③病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る) ④診療所 事務員その他の従業者 <p>・上記の入所者の数は、前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数</p> <p>・常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法</p>	
参 酌 す べ き 基 準	<p>4. 基本方針</p> <p>◆ 基本方針</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、地域密着型特養 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めること ▶ 入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものとする ▶ 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めること ▶ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること <p>〔 ユニット型特養、ユニット型地域密着型特養 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援すること ▶ 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること 	<p>第2条 地域密着型準用</p> <p>第33条 ユニット型地域密着型準用</p>
	<p>5. 設備に関する基準</p> <p>◆ 構造設備の一般原則、設備の専用</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、ユニット型地域密着型特養 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとする ▶ 設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 	<p>第3条、第4条 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>

省令が定める基準の内容	省令の条項		
<p>◆ 設備の基準</p> <p>〔 特別養護老人ホーム 〕</p> <p>▶ 建物は、耐火建築物であること。ただし、下記のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすること可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと ・居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること ・非常災害の訓練については、上記計画に従い、昼間及び夜間において行うこと ・火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること <p>▶ 上記にかかわらず、指定都市の市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること ・非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること ・避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること <p>▶ 次に掲げる設備を設けること。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないこと可</p> <table border="1" data-bbox="268 1198 1066 1317" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">▶ 設置設備</td> <td style="padding: 5px;">居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、ほか、事務室その他の運営上必要な設備</td> </tr> </table> <p>▶ 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、3階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること ・3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること ・居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有効に区画されていること。 <p>▶ ほか、設備の基準は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 ・廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること ・廊下及び階段には、手すりを設けること ・階段の傾斜は、緩やかにすること ・居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 	▶ 設置設備	居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、ほか、事務室その他の運営上必要な設備	<p>第11条(第3項第1号及び第4項第1号ハを除く。)、第35条(第4項第1号イ(4)(i)を除く。)、第55条(第3項第1号及び第4項第1号ハを除く。)、第61条(第4項第1号イ(4)(i)を除く。)</p>
▶ 設置設備	居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、ほか、事務室その他の運営上必要な設備		

参 酌 す べ き 基 準

参 酌 す べ き 基 準	省 令 が 定 め る 基 準 の 内 容	省 令 の 条 項																	
	<p style="text-align: center;">設備の基準</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 324 454 683"> <p>▶ 居室</p> </td> <td data-bbox="454 324 1077 683"> <ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・地階に設けないこと ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 683 454 1041"> <p>▶ 静養室</p> </td> <td data-bbox="454 683 1077 1041"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員室又は看護職員室に近接して設けること ・地階に設けないこと ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1041 454 1086"> <p>▶ 浴室</p> </td> <td data-bbox="454 1041 1077 1086"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1086 454 1176"> <p>▶ 洗面設備</p> </td> <td data-bbox="454 1086 1077 1176"> <ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1176 454 1288"> <p>▶ 便所</p> </td> <td data-bbox="454 1176 1077 1288"> <ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・ブザー又はこれに代る設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1288 454 1400"> <p>▶ 医務室</p> </td> <td data-bbox="454 1288 1077 1400"> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること ・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1400 454 1444"> <p>▶ 調理室</p> </td> <td data-bbox="454 1400 1077 1444"> <ul style="list-style-type: none"> 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1444 454 1489"> <p>▶ 介護職員室</p> </td> <td data-bbox="454 1444 1077 1489"> <ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・必要な備品を備えること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1489 454 1713"> <p>▶ 食堂及び機能訓練室</p> </td> <td data-bbox="454 1489 1077 1713"> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所可 ・必要な備品を備えること </td> </tr> </table>	<p>▶ 居室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・地階に設けないこと ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること 	<p>▶ 静養室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員室又は看護職員室に近接して設けること ・地階に設けないこと ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること 	<p>▶ 浴室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること 	<p>▶ 洗面設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること 	<p>▶ 便所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・ブザー又はこれに代る設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること 	<p>▶ 医務室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること ・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること 	<p>▶ 調理室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること 	<p>▶ 介護職員室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・必要な備品を備えること 	<p>▶ 食堂及び機能訓練室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所可 ・必要な備品を備えること
<p>▶ 居室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・地階に設けないこと ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること 																		
<p>▶ 静養室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員室又は看護職員室に近接して設けること ・地階に設けないこと ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること 																		
<p>▶ 浴室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること 																		
<p>▶ 洗面設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること 																		
<p>▶ 便所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・ブザー又はこれに代る設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること 																		
<p>▶ 医務室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること ・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること 																		
<p>▶ 調理室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること 																		
<p>▶ 介護職員室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・必要な備品を備えること 																		
<p>▶ 食堂及び機能訓練室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所可 ・必要な備品を備えること 																		

省令が定める基準の内容	省令の条項		
<p data-bbox="252 235 922 280">〔ユニット型特別養護老人ホーム〕</p> <p data-bbox="252 302 1085 392">▶ 建物は、耐火建築物であること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすること可。</p> <ul data-bbox="311 392 1085 683" style="list-style-type: none"> ・居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと ・居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと ・当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること ・非常災害の訓練については、非常災害に関する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと ・火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること <p data-bbox="252 683 1085 795">▶ 上記にかかわらず、指定都市の市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <ul data-bbox="311 795 1085 1030" style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること ・非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること ・避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること <p data-bbox="252 1030 1085 1153">▶ 次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次（ユニットを除く。）に掲げる設備の一部を設けないこと可</p> <table border="1" data-bbox="268 1187 1066 1276"> <tr> <td data-bbox="279 1220 422 1254">▶ 設置設備</td> <td data-bbox="438 1209 1053 1265">ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、ほか、事務室その他の運営上必要な設備</td> </tr> </table> <p data-bbox="252 1310 1085 1377">▶ ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <ul data-bbox="311 1377 1085 1601" style="list-style-type: none"> ・ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること ・3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること ・ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること <p data-bbox="252 1601 1085 1646">▶ ほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <ul data-bbox="311 1646 1085 1915" style="list-style-type: none"> ・廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)として差し支えない。 ・廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること ・廊下及び階段には手すりを設けること ・階段の傾斜は、緩やかにすること ・ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 	▶ 設置設備	ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、ほか、事務室その他の運営上必要な設備	
▶ 設置設備	ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、ほか、事務室その他の運営上必要な設備		

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容		省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	設備の基準	
	▶ ユニット 居室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して1体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下 ・地階に設けないこと ・1の居室の床面積等は、ユニットに属さない居室を改修したものについて、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
	共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること ・地階に設けてはならないこと ・1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること ・必要な設備及び備品を備えること。
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること
	▶ 浴室	<ul style="list-style-type: none"> 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること
	▶ 医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所とすること ・入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること
	▶ 調理室	<ul style="list-style-type: none"> 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること

省令が定める基準の内容

省令の条項

〔地域密着型特養〕

- ▶ 建物は、耐火建築物であること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - ・居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと
 - ・居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと
 - ・当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること
 - ・非常災害の訓練については、非常災害に関する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと
 - ・火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること
- ▶ 上記の規定にかかわらず、指定都市の市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - ・スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること
 - ・非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること
 - ・避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること
- ▶ 次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないこと可

▶ 設置設備	居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、ほか、事務室その他の運営上必要な設備
--------	--

- ▶ 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次のいずれにも該当する建物の設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
 - ・居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること
 - ・3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること
 - ・居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること
- ▶ ほかに、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
 - ・廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないこと可
 - ・廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること
 - ・廊下及び階段には、手すりを設けること
 - ・階段の傾斜は、緩やかにすること
 - ・居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- ▶ 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内とすること

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容

省令の条項

参
酌
す
べ
き
基
準

設備の基準	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 居室 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・地階に設けないこと ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 静養室 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員室又は看護職員室に近接して設けること ・地階に設けてはならないこと ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 洗面設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 浴室 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医務室 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるもの
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調理室 	<ul style="list-style-type: none"> ・火気を使用する部分は、不燃材料を用いること ・サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるもの
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護職員室 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・必要な備品を備えること
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食堂及び機能訓練室 	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすること可 ・必要な備品を備えること

省令が定める基準の内容

省令の条項

〔ユニット型地域密着型特養〕

- ▶ 建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすること可
 - ・居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと
 - ・居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと
 - ・当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること
 - ・非常災害の訓練については、非常災害に関する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと
 - ・火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること
- ▶ 前項の規定にかかわらず、指定都市の市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - ・スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること
 - ・非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること
 - ・避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること
- ▶ 次に掲げる設備を設けること。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次（ユニットを除く。）に掲げる設備の一部を設けないこと可

▶ 設置設備	ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、ほか事務室その他の運営上必要な設備
--------	--

- ▶ ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
 - ・ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること
 - ・3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること
 - ・ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること
- ▶ ほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
 - ・廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないこと可
 - ・廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること
 - ・廊下及び階段には手すりを設けること
 - ・階段の傾斜は、緩やかにすること
 - ・ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- ▶ 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内とすること

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項		
参 酌 す べ き 基 準			
		設備の基準	
		▶ ユニット 居室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下 ・地階に設けてはならない ・1の居室の床面積等は、ユニットに属さない居室を改修したものについて、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
		共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること ・地階に設けてはならないこと ・1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること ・必要な設備及び備品を備えること
		洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること ・介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること
		便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること
		▶ 浴室	<ul style="list-style-type: none"> 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること
		▶ 医務室	<ul style="list-style-type: none"> 診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるもの
		▶ 調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・火気を使用する部分は、不燃材料を用いること ・サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるもの

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	6. 運営に関する基準	
	<p>◆ 運営規程</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>※ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに特有 ・ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p>	<p>第7条 第34条 地域密着型特養へ準用 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 非常災害対策</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第8条 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 記録の整備</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>▶ 設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくこと ▶ 入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二 年間保存すること ・入所者の処遇に関する計画 ・行った具体的な処遇の内容等の記録 ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>第9条 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ サービス提供困難時の対応</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第12条の2 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 入退所</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第13条 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 入所者の処遇に関する計画</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第14条 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 処遇の方針、サービスの取扱い方針</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>※ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに特有</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うこと ▶ 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うこと 	<p>第15条(第4項及び第5項を除く。)、第36条(第6項及び第7項を除く。)</p> <p>地域密着型準用 ユニット型地域密着型準用</p>
	<p>◆ 介護</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>※ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに特有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援すること 	<p>第16条(第7項及び第8項を除く。)</p> <p>第37条(第8項及び第9項を除く。)</p> <p>第57条(第7項及び第8項を除く。)</p> <p>第62条(第8項及び第9項を除く。)</p>
	<p>◆ 食事</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>※ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム、ユニット型特別養護老人ホームに特有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うこと ・入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保すること 	<p>第17条 第38条</p> <p>地域密着型準用 ユニット型地域密着型準用</p>
	<p>◆ 相談及び援助</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第18条</p> <p>ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 社会生活上の便宜の提供等</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第19条 第39条</p> <p>地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 機能訓練</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第20条</p> <p>ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 健康管理</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第21条</p> <p>ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>◆ 施設長の責務</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>▶ 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと</p> <p>▶ 施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うもの</p>	<p>第23条 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
<p>◆ 勤務体制の確保等</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、地域密着型特養 〕</p> <p>▶ 入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと</p> <p>▶ 当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>▶ 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること</p> <p>〔 ユニット型特養、ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>▶ ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと</p> <p>▶ ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること</p>	<p>第24条 第40条（第2項及び第3項を除く。） 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
<p>◆ 定員の遵守</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>※地域密着型特別養護老人ホーム特有</p> <p>・地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。</p>	<p>第25条 第41条 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用 第56条第13項</p>
<p>◆ 衛生管理等</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>▶ 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこと</p> <p>▶ 当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること ・当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること ・当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること ・前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと 	<p>第26条 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容		省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 協力病院等</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第27条 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 苦情処理</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p>	<p>第29条 ユニット型特養、 地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>
	<p>◆ 地域との連携</p> <p>〔 特別養護老人ホーム、ユニット型特養、地域密着型特養、 ユニット型地域密着型特養 〕</p> <p>※地域密着型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに特有</p> <p>➤ 運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第105条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること</p> <p>➤ 報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するもの</p>	<p>第30条 ユニット型特養へ準用</p> <p>第58条 ユニット型地域密着型特養 へ準用</p>